

## 「消費者基本計画」の見直しに対する意見

1 氏名 (法人の場合は 法人名等)	東京都生活協同組合連合会
3 意見	<p>①施策番号等</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">総</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">←</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;"> <u>(施策番号「1～171」、「総論」については「総」、重点施策については「重1～重18」又は新規に盛り込むべき施策については「新」、重点施策に盛り込むべき施策については「新重」のいずれかを記載してください。)</u> </div> </div> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>②意見</p> <p>平成24年8月に『消費者問題及び消費者政策に関する報告(2009～2011年度)』が発行されておりますが、行政的な取組が主な記述内容であり、消費者行政の司令塔の役割を担っている貴庁が発行する白書として不十分な内容であると考えます。</p> <p>私たちを取り巻く社会情勢の変化、消費者市民社会への展望、社会の主体としての消費者像等々が盛り込まれていた、「国民生活白書」(平成21年度版を最後に発行されていない)の消費者庁版の発行を強く求めます。</p> <p>白書の中に小中学校で行われる消費者教育の教科書的な内容を盛り込めば、消費者教育推進の一助となると思われま</p>
3 意見	<p>①施策番号等</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">重9</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">←</div> <div style="border-bottom: 1px solid black; padding-bottom: 5px;"> <u>(施策番号「1～171」、「総論」については「総」、重点施策については「重1～重18」又は新規に盛り込むべき施策については「新」、重点施策に盛り込むべき施策については「新重」のいずれかを記載してください。)</u> </div> </div>

	<p>②意見</p> <p>重 9の「食品ロス削減その他の消費者自身の意識改革による社会問題への対応」に関して、平成25年度は実情調査、平成26年度は調査分析を踏まえた取組の実施 とあることを評価いたします。</p> <p>日本の食料自給率、食品廃棄の実態を考えるならば、「食品ロス削減」は重要な取り組みだと考えます。消費者教育・啓発を取組の柱と考えているようですが、そうであるならば、現在農水省が進めている「日本食文化の世界遺産プロジェクト」とのコラボレーションを検討すべきと考えます。「もったいない」に加えて、「おいしい」、「たのしい」といった施策となることを要望いたします。</p>
<p>3 意見</p>	<p>①施策番号等</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;">重 10</div> <div style="font-size: 2em; margin-right: 10px;">←</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(施策番号「1～171」、「総論」については「総」、「重点施策」については「重1～重18」又は新規に盛り込むべき施策については「新」、重点施策に盛り込むべき施策については「新重」のいずれかを記載してください。)</p> </div> </div> <p>②意見</p> <p>重 10の「地方消費者行政」の平成26年度課題として、「地方公共団体への支援の在り方及び財源の確保について引き続き検討」とあります。これまでの基金等の効果を分析・検証・評価が前提となると思いますが、地方公共団体の消費者行政予算の充実を図るべく措置とすることを強く要望いたします。また、財政措置の決定時期について、地方公共団体の次年度予算案作成に支障のないような配慮をすべきと考えます。</p>